

## 厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- (歯初診) 初診料(歯科)の注1に掲げる基準 第648号
- (外安全1) 歯科外来診療医療安全対策加算1 第148号
- (外感染1) 歯科外来診療感染対策加算1 第148号
- (口管強) 小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算 第46号
- (歯訪診) 歯科訪問診療料の注15に規定する基準 第70号
- (歯リハ2) 歯科口腔リハビリテーション料2 第140号
- (口腔粘膜) 口腔粘膜処置 第20号
- (歯技連1) 歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算 第166号
- (歯CAD) CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー 第278号
- (歯技工) 歯科技工加算1及び2 第85号
- (手光機) レーザー機器加算 第20号
- (補管) クラウン・ブリッジ維持管理料 第159号
- (薬175) 薬剤料に掲げる所定単位当たりの薬価が175円以下の場合、薬剤名等の記載を省略する届出 第424号

(2025年3月3日時点)